自立した生活に向けてサポートします

平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度が始まったことに伴い、本市では、「市民ふれあい支援センター」を市役所内に開設しています。

「市民ふれあい支援センター」では、一人ひとりの状況に合わせた支援を考え、支談員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います

自立相談支援事業

生活に困っている人が早い段階で自立した生活に戻れるように、支援員が包括的な相談支援を行います。
※現金給付ではなく、自立に向けた人的支援です。

●対象者
市内在住で、経済的な問題などで生活に困っている人
※生活保護受給者は除く。

●とき　8時30分～16時30分 ※ 土日祝日を除く。

●ところ　市役所1階市民ふれあい支援センター

●支援の流れ
①生活の困りごとや不安を支援員に話してください。相談者の生活の状況などを把握します。
②支援員は相談者の課題を分析し、解決するための方向性を検討します。
③支援員は相談者の希望を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を考え、「支援プラン」を一緒につくります。
④支援プランに基づいた各種サービスが提供されます。
⑤相談者の状態や各種支援サービスの提供状況を支援員が定期的に確認します。
⑥支援の結果、困りごとが解決すると支援を終了します。その後一定期間は、安定した生活を維持できているか、支援員によるフォローアップを行います。

住居確保給付金事業

離職により住居を失った人やそのおそれがある人に対して、就職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

●主な支給要件
①65歳未満であり、離職後2年以内であること。
②職業訓練給付金や離職者などに対する類似給付を受けていないこと。
③申請する月の世帯全体の収入合計額が表1の金額以下であること。（収入には、公的給付を含む）

［表1］

世帯人数	世帯収入額	
1人	81,000円	＋家賃額（家賃額には上限があります）
2人	123,000円	
3人	157,000円	
4人	195,000円	
5人	232,000円	

④申請者や申請者と生活をともにしている同居の親族などの預貯金の合計額が表2の金額以下であること。

［表2］

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

※その他にもさまざまな要件があります。詳しくは問い合わせください。

●支給額
家賃相当額（上限額は表3のとおり）

［表3］

世帯人数	支給上限額	世帯人数	支給上限額
1人	32,000円	6人	45,000円
2人	38,000円	7人以上	49,300円
3～5人	41,100円		

●支給期間　原則3か月間 ※ 一定条件を満たした場合は延長可能です。

●支給方法　住宅の貸主などへ振り込みます。

家計相談支援事業

家計状況の根本的な課題を把握し、相談者自身が家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

●対象者　生活に困っており、家計収支のバランスが崩れ、家計相談支援を受けることが必要と判断された人 ※ 生活保護受給者は除く。

●ところ　市役所1階市民ふれあい支援センター

●支援の流れ
①生活の困りごとや不安を支援員に話してください。相談者の家計や債務などの状況を把握します。
②支援員は、家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析します。
③家計表を作成し、家計収支の改善や家計管理能力の向上を図るための、具体的な家計支援計画を策定します。
④必要に応じて、債務整理や成年後見制度などの支援機関、利用できる支援制度や窓口を紹介し、これらの機関と情報共有、調整を行います。また、家計の再生に貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんします。
⑤家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談を行います。
⑥支援の結果、困りごとが解決し、自立した生活が見込まれる場合は支援を終了します。その後一定期間は、支援員によるフォローアップを行います。

◆問い合わせ　市民ふれあい支援センター（生活支援課自立支援係）（☎44－2000 内線122）